

高度医療・人材育成拠点整備工事施工予定者選定に係る公募型プロポーザル

新旧対照表

令和8年5月19日作成

No	修正日	書類名	頁	箇所	新	旧
1	4月1日	実施要項	P2	5(1)イ	電話：082-962-2119	電話：082-962-2218
2	4月1日	基本協定（案）	P2	第5条	本協定は、本協定締結の翌日から建設工事請負契約締結の前日又は価格等の交渉の不成立が確定する日までのいずれか早い日までの間、有効とする。	本協定は、本協定締結の日から建設工事請負契約締結の日又は価格等の交渉の不成立が確定する日までのいずれか早い日までの間、有効とする。
3	4月1日	リスク分担表	P1	No12	(削除)	本件工事等の施工に伴い通常避けることのできない騒音、振動により第三者に損害を及ぼしたとき
4	5月19日	実施要項	P4	7(12)	(削除)	技術協力業務の一部を再委託する場合で、再委託先の協力事務所等が令和7・8年度広島県建設工事等入札参加資格者名簿に登録されている者であるときは、指名除外期間中でないこと。
5	5月19日	実施要項	P6	8本文	(略) また、構成員については、「1章 7 参加資格要件」の(1)～(3)、(6)、(8)～(11)の全てに加えて、以下の(6)を満たすこと。	(略) また、構成員については、「1章 7 参加資格要件」の(1)～(3)、(5)、(6)、(8)～(12)の全てに加えて、以下の(6)を満たすこと。
6	5月19日	実施要項	P20	IX章本文	本プロポーザルにおける優先交渉権者特定後、基本協定に基づき、施工予定者とパートナーシップ協定を締結する。	本プロポーザルにおける優先交渉権者特定後、次のとおり、パートナーシップ協定を締結する。

No	修正日	書類名	頁	箇所	新	旧
7	5月19日	実施要項	P20	IX章(1)	発注者、設計者及び 施工予定者 は（略）	発注者、設計者及び 優先交渉権者 は（略）
8	5月19日	実施要項	P20	X章(1)	発注者は、優先交渉権者と協議を行い、整った後に 基本協定 を締結する。 基本協定 締結後、優先交渉権者は「施工予定者」となる。	発注者は、優先交渉権者と協議を行い、整った後に 技術協力業務の委託契約 を締結する。 技術協力業務の委託契約 締結後、優先交渉権者は「施工予定者」となる。
9	5月19日	実施要項	P20	X章(2)	(1) の 基本協定 にあわせて、 技術協力業務の委託契約 を締結する。	(1) の 委託契約 にあわせて、 合意金額を定めた「高度医療・人材育成拠点整備工事に関する基本協定書 」を締結する。
10	5月19日	実施要項	P20	X章(5)	(削除)	優先交渉権者 がその決定後、 技術協力業務の契約締結 までに「I章 7 参加資格要件」の要件を満たさなくなった場合は、 優先交渉権 を失い、 技術協力業務の契約 は締結しないものとする。